

議会改革推進会議

第5回会議 次第

日時：令和5年2月16日(木)10:00～
場所：議事堂第3委員会室

1 開 会

2 協議及び報告事項

- (1) IT活用の推進について（IT活用検討委員会の取組状況）
- ① オンライン委員会の実施に係る規定整備について
（委員会条例の一部改正、オンライン委員会運営要綱の制定）
 - ② ペーパーレス化に係る規定整備について
（タブレット端末使用基準の制定等）
 - ③ タブレット端末の回収及びリカバリ（初期化）について
 - ④ B o xの利用について
- (2) ハラスメントに係る相談体制の整備について
（ハラスメントの防止に関する要綱の制定）
- (3) 本会議場からの避難訓練に関するアンケート集計結果について
- (4) 令和4年度行動計画の進捗状況について

3 その他

4 閉 会

<資料>

- ・資料1-1 オンライン委員会実施に係る規定整備について
- ・資料1-2 富山県議会貸与タブレット端末使用基準
- ・資料1-3 タブレット端末の本会議等への持ち込みについて
- ・資料1-4 タブレット端末の回収及びリカバリ（初期化）について
- ・資料1-5 B o xの利用について
- ・資料2-1 ハラスメント相談体制概要
- ・資料2-2 富山県議会ハラスメントの防止に関する要綱
- ・資料3 本会議場からの避難訓練に関するアンケート集計結果
- ・資料4 令和4年度議会改革に関する行動計画の進捗状況について

オンライン委員会の実施に係る規定整備について (1) 経緯及び開会事由の設定

経緯

- R2. 4月 新型コロナ対策として国が緊急事態宣言を発令 → 地方議会のオンライン開催の議論
- R2. 4. 30 **総務省通知**(総行第117号):「新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合」に「映像と音声の送受信により…委員会を開催することは差し支えない」 ※本会議への自治法における「出席」は「現に議場にいることと解されている」
- R2. 5月～ 各都道府県で規定整備 (実開催: R3年度まで8都府県)
⇒ R4. 12月末までに23都道府県が整備
- 本県議会**: R4.4月 タブレット端末導入、R4.7月、12月 IT活用検討委員会で模擬オンライン委員会を実施。
⇒ 報告、質疑応答、採決などができることを確認。設備面、運用面の課題整理は引き続き必要。

本県議会においても、ICTの進展やコロナ禍を契機とした行動様式の見直しを踏まえ、**参集が困難な場合もオンライン委員会の開会により機動的に審議や意思決定ができるよう、規定整備を行う。**

(スケジュール) ・委員会条例の一部改正…2月定例会中 議会運営委員会に諮る → 本会議最終日提案
・オンライン委員会運営要綱の制定…2月定例会中 議会運営委員会にて決定(議長決裁) } ⇒ R5. 4. 1施行

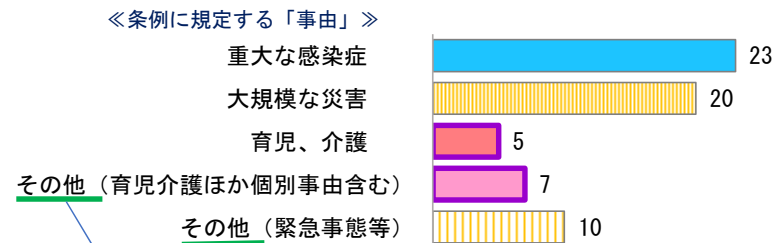
オンライン委員会の開会事由

- ・委員会室への参集を基本としつつ参集が困難な場合の「開会の特例」として扱う。
 - ・他県が認める次の開会事由 (=参集困難な事由)
 - ・ **重大な感染症** (全議会で採用)
 - ・ **大規模災害** (大多数の議会で採用)
 - ・ **育児・介護等の個別事由** (一部議会で採用)
- は、いずれも対象とする。

ただし、育児、介護等は、条例においては例示せず「**その他やむを得ない事由**」(包括規定)の範疇とする。

〔 育児、介護等は会議規則に定める欠席事由でもあり、感染症、災害等の社会的影響の大きい事象に比して、個別具体の事情を考慮したより厳格な運用が求められるため。 〕

オンライン委員会の開会事由の設定内容別 議会数
(規定整備済みの23都道府県議会、R5. 2. 1現在)

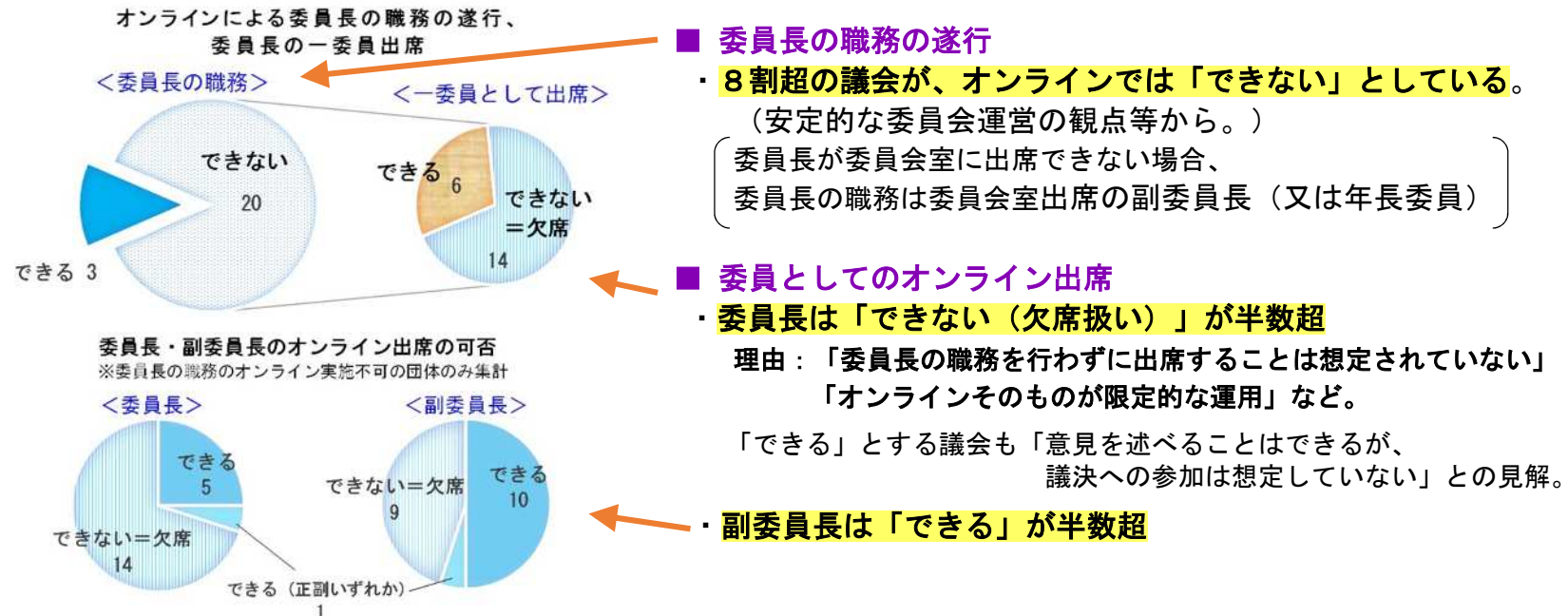


条例上「その他の事由」等の包括規定を設けているもの。
() 内は要綱、内規等の定め

オンライン委員会の実施に係る規定整備について (2) 正副委員長の取扱い

先行都府県の状況（委員長、副委員長のオンライン出席等の取り扱い）

※図中の数値は該当の地方議会数。令和5年1月電話照会。



委員長、副委員長のオンライン出席等の取扱い(案)

安定的な委員会運営のため、当面、次のとおりとする。

■ **委員長の職務は、委員会室に出席してのみ行うものとする。**

委員長が委員会室に出席できない場合、委員会条例第7条（委員長の職務代行）における「事故があるとき」とみなし、委員会室に出席する副委員長又は年長委員が委員長の職務を行う。

■ **委員長は、一委員としてもオンライン出席は「できない」ものとする。**

委員会の議事整理及び秩序保持権を持つ者として選任されている。

委員会条例上、その職務を行わず出席することや議決に加わることが想定されていない。

委員長が委員として発言するときは、委員席に着き発言し、発言後は委員長席に復さなければならない。
(会議規則の「議長の発言討論」を準用。※行政実例)

■ **副委員長は、オンライン出席は「できる」ものとする。**

職務代行を行わない場合は、一委員として発言し、議決に加わる立場である。

オンライン委員会の実施に係る規定整備について (3) 委員条例改正、要綱制定

富山県議会委員会条例の一部改正(案)

特例条項の新設：オンライン委員会＝「開会方法の特例」として次の事項を規定

- ・開会事由：重大な感染症のまん延、大規模災害の発生その他やむを得ない事由
※「その他やむを得ない事由」…育児、介護、負傷等の委員の個別事由を想定。
開会事由としての可否は、個別具体の事情と委員会の効果的な運営を勘案して個々に判断（委員会中は他の者が入らない場所で出席できることが基本）
- ・委員長が開会決定、委員のオンライン出席の許可を行う
- ・許可を得たオンライン出席委員は、定足数・表決等における「出席委員」⇒ 費用弁償の対象
- ・秘密会は開催不可、参考人のオンライン出席可
- ・具体的な運用方針は、議長が別に定める（運営要綱）

富山県議会オンライン委員会運営要綱の制定(案)

- ・オンライン出席委員の責務：情報セキュリティ対策、オンライン出席委員が現にいる場所には他の者を入れない
- ・オンライン委員会の開会手続き：① 委員の請求、又は実情に基づき、**委員長が開会決定** → 委員へ通知
②（希望委員）オンライン出席申請 → **委員長が許可**
※委員長は、開会決定・オンライン出席の許可にあたり、副委員長、各派代表者の意見を聴くことができる
- ・議事進行ルール等：**本人の映像と音声を確認できる場合に限り出席扱い、表決の宣告時も確認できること**
表決の際、オンライン出席委員の賛否は挙手と発言により一人ずつ確認
委員長は秩序保持のため回線遮断が可能
- ・委員長の職務は**委員会室に出席の委員長（又は副委員長、年長の委員）が行う**
- ・委員長はオンライン出席不可、副委員長は可

当面の扱い
(安定的な運営等のため)

富山県議会委員会条例の一部を改正する条例案 新旧対照表 (令和5年2月定例会提出予定)

現行	改正案	備考
<p>(招集)</p> <p>第10条 委員会は、委員長が招集する。</p> <p>2～3 略</p> <p>(新設)</p>	<p>(招集)</p> <p>第10条 同左</p> <p>2～3 略</p> <p><u>(委員会の開会方法の特例)</u></p> <p>第10条の2 委員長は、<u>重大な感染症のまん延、大規模な災害の発生その他やむを得ない事由により、委員が委員会の開会場所に参集することが困難な場合であつて、適切かつ効果的な委員会の運営のために必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインの方法」という。）</u>を活用して委員会を開会することができる。</p> <p>2 <u>前項の規定により委員会を開会する場合において、オンラインの方法により委員会に出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の許可を得てオンラインの方法により委員会に出席した委員は、次条、第12条第1項及び第25条の出席委員とする。</u></p> <p>4 <u>オンラインの方法を活用して開会する委員会における表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	<p>(オンライン委員会に係る規定整備)</p> <p>オンライン委員会の開会事由の規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重大な感染症のまん延 ・大規模災害の発生 ・その他やむを得ない事由（包括規定） <p>オンライン出席の要件を規定 ＝委員長の許可</p> <p>オンライン出席した委員は「出席委員」として本条例を適用する旨規定</p> <p>必要事項を別に定める旨規定</p>

現行	改正案	備考
<p>(秘密会)</p> <p>第15条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。</p> <p>第16条～第24条 略</p> <p>(参考人)</p> <p>第24条の2 _____ _____ _____</p> <p>委員会が参考人の出席を求めようとするときは、議長を経なければならない。</p> <p><u>2</u> 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p><u>3</u> 前3条の規定は、参考人について準用する。</p> <p>第25条～第26条 略</p>	<p>(秘密会)</p> <p>第15条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。<u>ただし、オンラインの方法を活用して開会する委員会は、秘密会とすることができない。</u></p> <p>第16条～第24条 同左</p> <p>(参考人)</p> <p>第24条の2 <u>委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、参考人の出席（オンラインの方法による出席を含む。以下同じ。）を求め、その意見を聴くことができる。</u></p> <p><u>2</u> 委員会が参考人の出席を求めようとするときは、議長を経なければならない。</p> <p><u>3</u> 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p><u>4</u> 前3条の規定は、参考人について準用する。</p> <p>第25条～第26条 同左</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(オンライン委員会に係る規程整備)</p> <p>オンライン委員会は秘密会をすることができない旨、ただし書を追加</p> <p>(参考人のオンライン出席の規定整備)</p> <p>地方自治法第115条の2第2項の参考人の出頭に係る規定（同法第109条第5項により委員会に準用されるもの）を引用のうえ、「参考人の出席」にオンラインの方法による出席を含む旨を明記する</p> <p>規定の繰り下げ</p>

富山県議会オンライン委員会運営要綱（案）

網掛けは、第4回議会改革推進会議資料からの変更箇所

（趣旨）

第1条 この要綱は、富山県議会委員会条例（昭和31年富山県条例第37号。以下「条例」という。）第10条の2第1項の規定によりオンラインの方法を活用して開会する委員会（以下「オンライン委員会」という。）の運営に関し、同条第4項の規定に基づき、表決の方法その他必要な事項を定めるものとする。

（オンライン出席委員の責務）

第2条 オンラインの方法により委員会に出席する委員（以下「オンライン出席委員」という。）は、現に委員会室にいる状態と同様の環境を確保するため、常に映像と音声の送受信により委員会室の状態を認識しながら通話することができるようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。
 - (2) オンライン出席委員が現にいる場所に当該委員以外の者を入れないこと。
 - (3) 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないようにすること。
- 2 委員は、前項の責務を果たすために、イヤホン、マイク、ヘッドセット等を使用することができるものとする。
- 3 オンライン出席委員は、委員会開会予定時刻の30分前までに、議会事務局職員との間で通信環境が良好に保たれていることを確認するものとする。

（オンライン委員会の開会）

第3条 委員長は、オンライン委員会の開会を決定するにあたっては、あらかじめ副委員長及び各会派代表者の意見を聴くことができる。

2 委員は、オンライン委員会の開会を委員長に請求することができる。

3 前項の規定によりオンライン委員会の開会を請求する委員は、原則として、オンラインの方法による出席を希望する日の2日前の午後1時までに、オンライン委員会開会請求書（様式第1号）を委員長に提出しなければならない。この場合において、富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する休日（以下「県の休日」という。）は、日数に算入しない。

4 委員長は、オンライン委員会の開会を決定したときは、所属委員に対し、直ちにその旨を通知しなければならない。

（オンラインによる出席の申請）

第4条 前条第4項の通知を受け、委員会にオンラインの方法による出席を希望する委員は、原則として、当該委員会の開会日の1日前（県の休日は、日数に算入しない。）の午後1時までに、オンライン出席申請書（様式第2号）を委員長に提出しなければならない。ただし、前条第3項による請求書を提出した委員は、当該提出をもってこれに代えるものとする。

2 委員長は、前項の申請書を提出した委員について委員会室への参集が困難であると認めるときは、これを許可するものとする。この場合において、委員長は、あらかじめ副委員長及び各会派代表者の意見を聴くことができる。

(委員長の出席の取扱い)

第5条 委員長及び条例第7条の規定により委員長の職務を行う者は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンラインの方法による出席はできないものとする。

(オンライン出席委員)

第6条 委員長は、オンラインの方法により委員会に出席しようとする委員について、本人の映像と音声を確認できる場合に限り、条例第10条の2第3項に規定する出席委員と認めるものとする。

2 委員長は、オンライン出席委員の映像又は音声のいずれかに通信障害が発生したものと認めるときは、当該委員が離席したものとみなす。

(表決の方法等)

第7条 委員長は、表決を採ろうとするときは、オンライン出席委員の賛否を挙手と発言により1人ずつ確認した後、委員会室に出席している委員の賛否を挙手により確認し、オンライン出席委員の賛否と合算して多少を認定するものとする。

2 委員長は、問題について異議の有無を諮るときは、オンライン出席委員及び委員会室に出席している委員に同時に行うものとする。

3 表決宣告の際、前条第2項に規定する状態にあると認められるオンライン出席委員は、表決に加わることができない。

4 オンライン委員会においては、投票による表決を行うことができない。

(秩序保持に関する措置)

第8条 オンライン出席委員が条例第18条第2項に規定する状況にあるときは、委員長は、回線の遮断等により、映像と音声の送受信を停止する措置を講じることができる。

(疑義の協議)

第9条 オンライン委員会の運営に関して疑義が生じた場合は、議会運営委員会で協議して議長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

総行行第40号
令和5年2月7日

各都道府県総務部長
各都道府県議会事務局長
各指定都市総務局長
各指定都市議会事務局長 } 殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策等に係る地方公共団体における議会の
開催方法に関するQ&Aについて

新型コロナウイルス感染症対策等に係る地方公共団体における議会の開催方法については、これまで、「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」（令和2年4月30日付け総行行第117号総務省自治行政局行政課長通知）、「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法に関するQ&Aについて」（令和2年7月16日付け総行行第180号総務省自治行政局行政課長通知）及び「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会等の開催方法に関するQ&Aについて」（令和4年6月10日付け総行行第161号総務省自治行政局行政課長通知）を発出したところですが、今般、第33次地方制度調査会における議論等を踏まえ、Q&Aを作成しましたので、送付いたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本通知の周知をよろしくお願いします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

新型コロナウイルス感染症対策等に係る地方公共団体における 議会の開催方法に関するQ & A

令和5年2月7日

問	答
<p>1 本会議に出席が困難な事情を抱える議員がおり、欠席事由に該当する場合、議場に出席している議員数が定足数を満たしていれば、議場にいない欠席議員がオンラインによる方法で執行機関に対し質問を行うことは可能か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本会議において団体意思を最終的に確定させる上で、議員本人による自由な意思表示は、疑義の生じる余地のない形で行われる必要がある。 ○ 地方自治法第113条における本会議への「出席」は、現に議場にいることと解されているところ、議場に出席している議員数が同条に規定する定足数を満たしている場合は、会議を開くことができる。なお、議員が欠席する場合には、各団体の会議規則等に定められた手続をとることが必要となる。 ○ その上で、第116条第1項において、本会議における議事は「出席議員の過半数」で決することとされており、表決は議員が議場において行わなければならない。このため、表決に対する賛否の意見の開陳として行われる討論や、表決・討論の前提として議題となっている事件の内容を明確にするために行われる質疑は、議員が議場において行わなければならないと考えられる。したがって、これらに該当する発言を、欠席議員が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で行うことはできないと考えられる。 ○ 他方、これらに該当せず、団体の事務全般について執行機関の見解をただす趣旨での「質問」として行われる発言については、その形式に係る法律の定めはない。このような「質問」は、各団体の会議規則等に定められた手続に基づき行われるものであることから、ご質問のような場合に、各団体において所要の手続（条例や会議規則、要綱等の根拠規定の整備や議決又は申し合わせ等）を講じた上で、出席が困難な事情により議場にいない欠席議員がオンラインによる方法で「質問」をすることは差し支えないと考えられる。
<p>2 委員会への出席が困難な事情がある場合として、例えば、災害の発生や、育児・介護等の事由をもって、議員が、いわゆるオンラインによる方法で委員会に出席することは可能か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方自治法第109条第9項において、委員会に関し必要な事項は条例で定めることとされており、各団体の条例や会議規則等について必要に応じて改正等の措置を講じた上で、委員会への出席が困難と判断される事情がある場合に、オンラインによる方法により、委員会に出席することは差し支えないと考えられる。 ○ 具体的にどのような場合にオンラインによる方法での出席を可能とするかについては、各団体において判断されるものであり、ご質問のような事情がある場合に、各団体の判断で、オンラインによる方法での委員会への出席を可能とすることも差し支えないと考えられる。

富山県議会貸与タブレット端末の試行導入に係る基本方針使用基準

1 端末の貸与

- (1) 管理者（議会事務局）は、全ての議員に対し、在任期間中、県の備品であるタブレット端末（1人当たり1台）を貸与する。
- (2) 議員は、貸与されるタブレット端末を、紛失、盗難、破損又は故障が発生しないよう適切に管理しなければならない。

2 端末の利用範囲等

- (1) 議員は、端末を議会活動（富山県議会議事堂外の活動を含む。）に使用するものとする。
- (2) 議員は、次に掲げる会議において、電磁的記録の閲覧、作成若しくは保存又は映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をするため、使用することができるものとする。

- ① 本会議、予算特別委員会
- ② 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会
- ③ ~~正副委員長会議及び全員協議会~~協議又は調整を行うための場
- ④ その他、議長が必要と認める会議

3 会議において使用できる機能

- (1) 審議経過の記録や発言原稿作成のためのワードプロセッサ機能
- (2) 議事に関する資料の閲覧
- (3) 議事に関する資料の検索を目的とするインターネットサイトの閲覧

4 会議に際しての注意事項

- (1) 外部との通信（メール、ソーシャルメディアの利用等）・通話を行わないこと。
- (2) 撮影、録音、録画、配信を行わないこと。
- (3) 会議とは関係ない目的で利用しないこと。
- (4) 音声又は操作音を発するなど、会議の進行に支障とならないよう配慮すること。
- (5) 画面表示が第三者の目に触れることがあるため、個人情報等の配慮を必要とする情報の取扱いに注意すること。
- (6) 議員が、前各号に掲げる行為を行ったときは、議長又は会議の長が注意を行うものとし、当該注意によっても行為が改められない場合は、タブレット端末の使用を停止させることとする。

5 端末の管理等における遵守事項

- (1) 端末を自己の責任を持って管理しなければならない。
- (2) 端末を第三者に使用させ、又は譲渡若しくは貸与してはならない。
- (3) 貸与時に端末本体に設定されているパスワード等を変更してはならない。
- (4) 議会活動に必要なアプリケーションソフト（会派で使用するアプリケーションソフト、プリンタドライバ等を除く。）を端末にインストールしようとするときは事前に議長に届出なければならない。なお、インストールしたアプリケーションに起因する事故等が発生した場合は、まずは、議員がその責任を負うものとする。
- (5) 会議前の充電や、貸与時の機能を損なわないよう、必要な維持管理、アップデート等を行わなければならない。
- (6) ~~他者の個人情報を端末の記憶領域に保存してはならない。~~
議員が作成し端末に保存したデータについては、議員において定期的にバックアップを行わなければならない。
- (7) ~~情報の外部との送受信に際しては、~~端末での情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に留意し、細心の注意を払わなければならない。

6 事故等への対応

議員は、タブレット端末を紛失等したときは、ただちに議会事務局へ連絡しなければならない。

タブレット端末の本会議等への持ち込みについて

1 趣旨

議員や説明員がタブレット端末やパソコンを本会議等に持ち込むことについては、今年度は試行期間中として、先例の例外的取扱いとし運用しているが、次年度からの本格実施に向け、先例の見直しを行うもの。

2 改正内容

現行	改正案	備考
<p>本会議及び委員会等への携帯電話、スマートフォン及びパソコン（タブレット端末等を含む。） の持ち込みは自粛する。</p> <p>ただし、やむを得ず持ち込む場合（電話やメールを受信する必要がある場合に限る。）は、会議中、着信音が鳴らないよう十分留意するとともに、衣服ポケットに収納するなどにより、机の上に置かないこととする。</p> <p>（平成25年3月25日 議運申し合わせ）</p>	<p>本会議及び委員会等への携帯電話、スマートフォン、パソコン等（議会で導入したタブレット端末及び説明員のパソコン等は除く。）の持ち込みは自粛する。</p> <p>ただし、やむを得ず持ち込む場合（電話やメールを受信する必要がある場合に限る。）は、会議中、着信音が鳴らないよう十分留意するとともに、衣服ポケットに収納するなどにより、机の上に置かないこととする。</p>	<p>従来、括弧内で示したタブレット等は、パソコン等と記載し、議会で導入したタブレット端末及び説明員のパソコン等を除くことを規定</p>

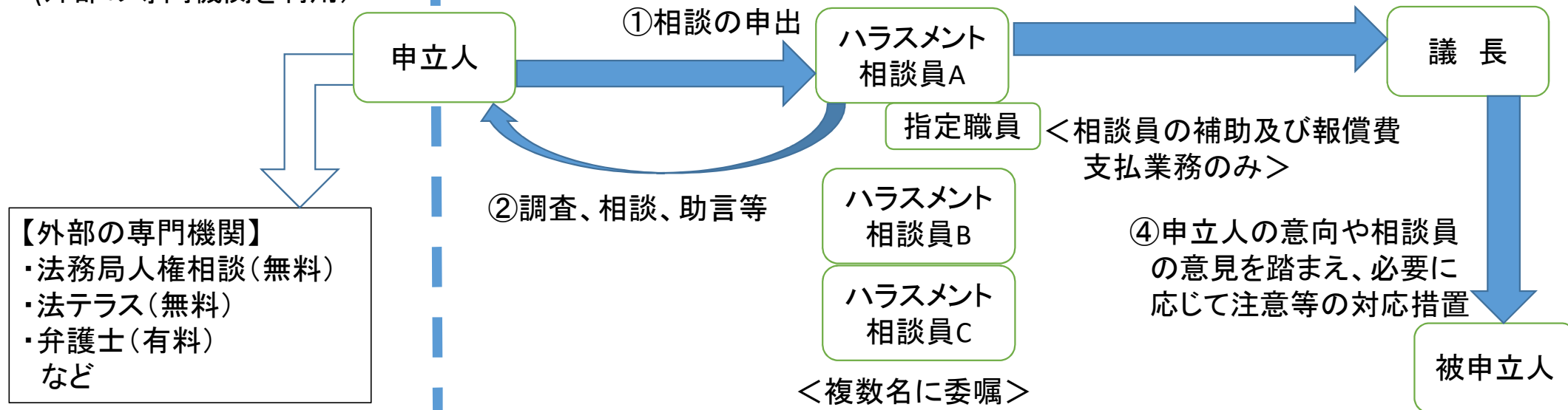
3 今後の予定

2月定例会中の議会運営委員会において協議の上、議運申し合わせとして決定する。

ハラスメント相談体制概要

＜議会が関与しない相談方法＞
(外部の専門機関を利用)

＜議会における相談体制＞



＜基本的な考え方＞

①プライバシー保護への配慮

・関係者全員に対する守秘義務

②相談しやすい体制づくり

・ハラスメント相談員を窓口とし、申立人の意向や相談員の調査結果・意見等を踏まえ、議長への報告や被申立人への注意等の対応措置を講じる(相談、助言のみ行い、議長へ報告されないことも選択可)

・指定職員は相談員の補助業務のみ行い、相談内容には立ち入らない

富山県議会ハラスメントの防止に関する要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、富山県議会（以下「議会」という。）におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 議会における優越的な関係を背景とした言動であつて、議会活動、議員活動又は会派活動（以下「議員活動等」という。）上必要かつ相当な範囲を超え、当該言動の相手とされた者（以下「相手方」という。）の議員活動等の環境を害するもの
- (2) 議員活動等における性的な言動であつて、相手方がその対応により議員活動等において不利益を受ける等、相手方の議員活動等の環境を害するもの
- (3) 議員活動等における妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関する言動であつて、相手方の議員活動等の環境を害するもの
- (4) その他前各号に類する相手方に対する誹謗中傷、事実を反する風説の流布その他の嫌がらせとなる言動であつて、なお、一般に許される限度を超え、身体的若しくは精神的な苦痛を与え、又は相手方の議員活動等の環境を害するもの

（議員の責務）

第3条 議員は、他の議員の人権を尊重し、議員活動遂行上対等な立場にあることを自覚し、ハラスメントをしてはならない。

- 2 議員は、ハラスメントの事実があると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよう努めなければならない。

（啓発、研修等）

第4条 議長は、本要綱の趣旨の議員への周知及び啓発に努めるとともに、議会におけるハラスメント事案が発生することを防止するため、議員に対する研修を実施する。

（相談体制の整備）

第5条 議長は、弁護士その他ハラスメント事案に関する専門的な知識又は経験を有する者数名をハラスメント相談員（以下「相談員」という。）に委嘱する。

- 2 議長は、議会事務局の職員の中から指定した者（以下「指定職員」という。）を相談員の補助業務に従事させるものとする。
- 3 ハラスメントによる被害を申し立てる議員（以下「申立人」という。）は、相談員に対し、当該ハラスメントによる被害の継続又は再発を防止するための措置（以下「被害防止措置」という。）その他当該ハラスメントに関する相談を行うことができる。

(相談事案への対応)

第6条 前条第3項の規定による相談を受けた相談員は、当該ハラスメントに関する事実を確認するため、申立人及び申立人がハラスメントを行ったとする者(以下「被申立人」という。)その他関係者からの聞き取り等、必要な調査を行うものとする。

2 前項の規定による調査の結果、当該ハラスメントに関し議会による被害防止措置が必要と相談員が認める場合において申立人が求めるときは、当該相談員は議長にその旨を報告するものとする。

3 相談員は、受けた相談が前項の規定に該当しないとき又は申立人が、相談員から議長への前項による報告を求めないときは、申立人に対し申立人が自らとるべき措置、行動等について助言し、相談を受けた事実のみを議長に報告するものとする。

4 前2項の規定による報告を受けた議長は、必要に応じ、他の相談員その他の者の意見を求めることができる。

(調査協力義務)

第7条 前条第1項の規定により相談員が相談事案に関する調査を行うときは、当該事案の申立人、被申立人及び調査の対象となった当該事案の関係者は、これに協力するよう努めなければならない。

(相談事案関係者の義務)

第8条 申立人及び被申立人並びに第5条第3項の規定による相談に関わる者は、申立人又は被申立人の利益を不当に侵害しないため、第5条第3項の規定による相談を行い、又は相談が行われている旨、相談員の発言その他相談内容に関する事項を公にしてはならない。

(防止措置等)

第9条 議長は、相談員の報告又は意見を踏まえ、当該ハラスメントに係る議会による対応として必要と認め、かつ可能な範囲において、被申立人に対し、注意を喚起し、ハラスメントをしないよう求め、又は勧告する等の被害防止措置を講ずるものとする。

2 議長は、被申立人が前項の規定による勧告に応じないときその他ハラスメント被害の継続又は再発を防止するためやむを得ないと認めるときは、相談の内容、調査結果及び前項の措置に関する事項の全部又は一部を公表することができる。

(補則等)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

2 議長が申立人又は被申立人となったときは、副議長が議長の職務を行う。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

本会議場からの避難訓練に関するアンケート集計結果の報告

1 対 象：全議員

2 実施期間：12月14日（水）から23日（金）まで

3 回答者：10名

4 回答内容

(1) 災害時の避難や議会運営などの方法について、課題や今後改善が必要と思われること

① 災害時の避難について

- ・ スピード感と整然とした行動をとるように各自努力する。
- ・ こうした訓練は回数を重ねる事が基本だと思う。
- ・ 最初から訓練だとわかっていて、緊迫感が少ないと、思わぬ怪我人が出るおそれがあるため、真剣さが一番大事。
- ・ 会派ごとに担当者がついて点呼を取っていたが、甚大な災害の場合、点呼を取る人がいない事も想定される。誰が欠けても行方不明者が確認できる仕組みが必要ではないか（職員も含めて）。
- ・ 災害時に机の下に入れない方が多数いる（足置きもあるため）。本当に緊急避難を机の下とするなら、固定イスなどの改善が必要と思う。
- ・ ヘルメット等を備え付けるのも良いかもしれない。
- ・ 議会棟は耐震補強されており、躯体崩壊等が発生する可能性は低いと思うが、携帯電話等の通信手段が使えない場合のシミュレーションは必要かもしれない。

② 議会運営について

- ・ 甚大な災害の場合、訓練で行ったような議会運営の手続きを取ることよりも被害者の救命に手を尽くす必要がある場合も想定される。より重篤な状況の場合はさらに手続きを省略するなど、BCPに当たるものが必要ではないか。
- ・ 予告訓練のためスムーズに進んだが、何処の場所で地震に遭遇するかわからないため、ホテルのように避難経路図を各部屋に貼ってはどうか。

(2) その他

- ・ 総評がわかりにくかった。

5 アンケート結果を踏まえた次年度以降の対応

- ・ 避難訓練（アンケートを含む。）を継続的に実施（年1回程度）
- ・ アンケート結果を踏まえ、今後の実施方法等の改善策を検討

令和4年度議会改革に関する行動計画の進捗状況について

令和5年2月16日現在

行動計画の項目	令和4年度の実施結果・検討結果	今後の方向性
1 議会基本条例に基づく議会運営	○令和4年5月27日（第1回議会改革推進会議）に、議会改革に関する行動計画を策定	
<p>2 住民との情報共有の推進</p> <p>(1) 議会広報の充実</p> <p>議会広報紙を年1回発行し、多くの市民の目に触れるよう公民館や図書館等の主要施設に配架するほか、議会ホームページにも掲載する。</p> <p>また、SNS等を活用したプッシュ型の広告を配信し、議会ホームページや議会広報紙のPRを行うほか、議会広報や議会活動についてWEBでアンケート調査を行い、引き続き議会広報のあり方を検討する。</p>	<p>○令和4年7月に議会広報紙「TOYAMAジャーナル(Vol.2)」を発行し、県議会HPに掲載</p> <p>配布先…公民館・コミュニティセンター、図書館等</p> <p>配付部数…約18,300部</p> <p>○インターネットによる広告配信及びWEBアンケートの実施</p> <p>県議会HP及び掲載の広報紙をPRするとともに、広報紙についてWEBアンケート調査を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告配信（R4.7.12～8.11） 配信実績…表示回数約812万回 (クリック数44,381回、クリック率0.55%) ・アンケート調査（R4.7.12～9.30） 回答件数…150件 <p><参考></p> <p>「TOYAMAジャーナル」が、日本地域情報コンテンツ大賞2022のWEB部門において優秀賞を受賞</p>	<p>○「TOYAMAジャーナル」を年1回発行し、県議会HPに掲載</p> <p>○公民館・コミュニティセンター、図書館、市役所・市町村議会などの主要施設に配架</p> <p>○県議会HP及び掲載の広報紙のPRのため、インターネットの各種媒体を使った広告の配信</p> <p>○議会広報紙についてアンケート調査を実施</p> <p><R5予算案></p> <p>議会広報紙発行・広告・アンケートの実施に係る経費 <u>約540万円</u></p> <p>【令和6年度以降の取組】</p> <p>○アンケート調査等を基に、令和5年度の取組を検証（発行回数、配布方法、広報テーマ、広報ターゲットなど）</p>
<p>(2) ソーシャルメディア利用等による情報発信</p> <p>全常任委員会の録画配信を実施する。</p>	○令和4年11月定例会から全常任委員会の録画配信を実施	○SNS等を利用した県議会の効果的な情報発信を検討
		<p><R5 予算案></p> <p>常任委員会録画配信に要する経費 <u>約 220 万円</u></p>

行動計画の項目	令和4年度の実施結果・検討結果	今後の方向性
<p>3 主権者教育の推進と住民参加の取組</p> <p>生徒や学生に対する主権者教育を推進するため、県内高校生に議会広報紙を配布すると共に、高校への出前講座を県立高校まで広げ実施することを検討する。</p> <p>また、議員と高校生との座談会等の実施について検討する。</p> <p>このほか、政策テーマを設定し、議会や委員会の傍聴、議員との意見交換等を実施する。</p> <p>議会報告会については、引き続きあり方等を議論し、開催を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○主権者教育用に議会広報紙「TOYAMAジャーナル(Vol.2)」を県内高等学校に配布(配付部数…約31,000部) ○高等学校での「出前講座」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・富山第一高等学校(R4.7.12、3学年全クラス約370名、議員17名) ・荒井学園高岡向陵高等学校(R4.10.12、2学年全クラス約110名、議員12名) ・県立南砺平高等学校(R4.12.9、全学年全クラス約80名、議員7名) ○「富山県青年議会」合同学習会への参加(R4.8.20、青年議員40名、議員5名) ○高校生との意見交換会の実施(高校生とやま県議会)(R4.8.19、県内高校生徒会代表40名、議員12名) ○委員会による意見交換会の実施(開かれた議会活動の推進) <ul style="list-style-type: none"> ・成長戦略特別委員会による SCOP TOYAMA 入所起業家との意見交換会の実施(R5.1.19、起業家12名、議員14名) 	<ul style="list-style-type: none"> ○主権者教育用に「TOYAMAジャーナル」を県内の高校生に配布するとともに、高等学校での「出前講座」、県議会議員と高校生との座談会等の実施を検討
<p>4 新たな機能強化の取組</p> <p>(1) 議会におけるITの活用</p> <p>議会資料等を電子化し、タブレット端末等を活用した議会運営を試行する。</p> <p>また、住民に分かりやすい議会運営や、災害時等におけるタブレット端末等を活用したオンライン会議等、議員の議会活動の向上にITの活用を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○IT活用検討委員会で議会におけるIT活用を検討、協議 ○本会議等でタブレット端末の試行導入開始(R4.6定例会～) ○予算特別委員会で議員配付資料投影用にディスプレイの利用開始(R4.6月定例会～) ○紙の資料等配付見直しに伴う会議規則の改正(予定) ○オンライン委員会開会に係る委員会条例の改正(予定)、オンライン委員会運営要綱の制定(予定) ○貸与タブレット端末使用基準の制定(予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ○タブレット端末等を活用した議員活動、議会運営の実施 ○ペーパーレス化等を通じて資料の印刷、編綴、配付業務の軽減等効率的な議会運営を実施 ○議員及び事務局職員の利便性や効率性を考慮し、ペーパーレス会議システムの導入について検討 <p><R5 予算案></p> <p>ソフトウェア等利用に要する経費 約290万円</p>

行動計画の項目	令和4年度の実施結果・検討結果	今後の方向性
<p>(2) 危機管理対応</p> <p>「富山県議会危機管理対応マニュアル」に基づき、議場で行う避難誘導訓練等を継続的に実施し、課題等について検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「富山県議会議員緊急連絡網（メーリングリスト）」の送受信テストを実施（令和R4.7.21、7.29） ○「富山県議会危機管理対応マニュアル」に基づき、議場・傍聴席からの避難訓練を実施（R4.11.30、54名参加） <p>併せて、発災数時間後を想定し、一部議員のオンライン参加による各党派代表者会議（模擬）を開催し、災害状況報告、今後の議会方針決定について協議（後日、アンケート調査を実施）</p>	<p>○危機管理対応として「富山県議会議員緊急連絡網（メーリングリスト）」の送受信テスト及び避難訓練の継続的な実施</p>
<p>(3) 男女共同参画の推進</p> <p>仕事と介護や育児との両立に資するITの効果的な活用について引き続き研究する。</p> <p>また、議会におけるハラスメントの防止のため、研修の実施及び相談体制の整備等、必要な施策を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○育児・介護等を事由としたオンライン委員会の開会については請求に基づき判断する方向で対応（予定） ○ハラスメント防止体制の整備等 <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止研修の実施（R4.9.8） ・ハラスメントの防止に関する要綱の制定（予定） 	<p>○ハラスメント防止研修の継続的实施</p>
<p>5 その他</p> <p>議会における個人情報保護条例（仮称）を制定するとともに、議会で保有する個人情報の取扱について検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○富山県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の制定（R4.12.14可決、R5.4.1施行） 	<p>○条例制定を踏まえ、議会で取得又は保有する個人情報の取扱について検討</p>